

市営勝北地域巡回バス 車検切れ車両の運行について

平成 29 年 4 月 21 日（金）市営勝北地域巡回バスにおいて、自動車検査証（車検）の有効期間が切れた車両を運行させていたことが判明しました。

このことは、道路運送車両法第 58 条に反する行為であるため、監督官庁に報告するとともに、このような事態を発生させたことを深く反省し、再発防止につとめてまいります。

利用者および関係者の方に、深くお詫び申し上げます。

車 両

市営勝北地域巡回バス 運行車両 トヨタハイエース（岡山 300 な 57-99）
初年度登録 平成 14 年 3 月

自動車検査証満了日

平成 29 年 3 月 19 日（日）

失効状態で運行した期間

平成 29 年 3 月 20 日（月）～平成 29 年 4 月 21 日（金）の間 運行日 19 日
運行^{*}回数：1,538 回 利用者人数： 65 人

状 況

平成 29 年 4 月 21 日（金）の 11 時の定期運行前に、タイヤの交換について整備事業者と協議した際に判明したものの。

本件については、平成 29 年 4 月 21 日時点で、津山警察署及び岡山県へ経緯・経過は報告済み。

原 因

担当部署において車検更新時期の確認を怠ったため。

また、複数によるチェック体制を構築していなかったため。

そ の 他

平成 29 年 5 月 2 日 認可局である岡山県県民生活交通課の立入検査

平成 29 年 5 月 15 日付 立入検査の結果通知

平成 29 年 8 月 14 日までに、改善報告書の提出必要。

改善施策について

車両や運行について、毎月、複数によるチェック・点検を実施します。

事務執行にあたり、複数によるクロスチェック体制を構築し、ミスの再発を防止します。

問題が再発しないよう課題や運行状況について、関係者にヒアリングを実施し、問題箇所を把握し、情報共有を図ります。

について

経済政策課及び勝北支所市民生活課（整備管理者）で、運行や車両状態について毎月、互いに状況確認を行います。

また、毎月のチェック・点検項目表は口頭だけでなく、書面で確認を原則とし、互いに記録を保管します。

併せて、車両台帳も、車両保管場所である勝北支所市民生活課にて登録をし、経済政策課と2重にチェックできる体制を整えます。

について

経済政策課の担当者1名で、事務執行を行っている事実に対し、複数名を担当者設定します。

また、経済政策課及び勝北支所市民生活課、車両に搭載する台帳には、車検日、任意保険更新日等の情報を常に目に入るよう掲載します。

について

問題について、関係者にヒアリングを実施し、今回の案件に限らず、隠れた問題箇所を把握しお互いに情報共有を図ります。

また、岡山県県民生活交通課の立入検査の結果通知により以下の改善命令をいただいています。

運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転手ごとに確認を行った旨及び指示の内容の未記載

運転手ごとの運転手台帳の整備

登録証の写しを車両への整備

車両内への自家用有償旅客運送者の名称、運転手の氏名及び自動車登録番号の掲示

これらについても、整備・実施いたします。